○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件（同八八）　二三

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する件（同八九）

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同九〇）　二五

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施方法の全部を改正する件（同九一）

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の全部を改正する件（同九二）

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準の全部を改正する件（同九三）　二七

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を定める件（同九四）　二九

○租税特別措置法第十二条の二第一項各号及び第四十五条の二第一項各号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件（同九五）

○中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ⑴の支給率を定める件（同九六）　三一

○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件（同九七）

○中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件（同九八）

○中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同九九）

○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一〇〇）

○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一〇一）　三三

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同一〇二）　三三

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示（同一〇三）

○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（同一〇四）　三三

○厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（同一〇五）　三四

○厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同一〇六）

○プレス機械作業主任者技能講習規程の一部を改正する件（同一〇七）　三五

○労働安全衛生法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部を自ら行うものとする件（同一〇八）

○消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示（同一〇九）

○東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件（同一一〇）

○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（同一一一）　三六

○国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件（同一一二）

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件の一部を改正する件（同一一三）

○国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件（同一一四）

○消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（同一一五）　三七

○平成二十四年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額（同一一六）

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき、平成二十五年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十三年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公表する件（同一一七）　三九

（以下次のページへ続く）